

介護予防・日常生活支援総合事業  
第1号通所事業【通所型サービス（現行相当）】契約書別紙  
（兼重要事項説明書）③

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	医療法人はあとふる
主たる事務所の所在地	大阪府八尾市美園町2丁目18番1
代表者（職名・氏名）	理事長 島田永和
設 立 年 月 日	昭和26年7月16日
電 話 番 号	072-953-1001

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	通所介護 悠々亭
サ ー ビ ス の 種 類	第1号通所事業【通所型サービス（現行相当）】
事 業 所 の 所 在 地	〒583-0875 大阪府羽曳野市榎山100番地の1
電 話 番 号	072-979-7807
指定年月日・事業所番号	2019年7月1日 事業所番号：2773802497
利 用 定 員	定員52人
通常の事業の実施地域	羽曳野市、松原市、藤井寺市

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

第1号通所事業【通所型サービス（現行相当）】は、事業者が設置する事業所（デイサービスセンター）に通っていただき、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談

及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持を図るサービスです。

## 5. 営業日時

営業日	月曜日から土曜日とします。 【なお、年末年始（12月30日～1月3日）は休日とします。】
営業時間	午前9時から午後6時までとします。
サービス提供時間	午前9時から午後5時までとします。

## 6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
生活相談員	常勤 2人、 非常勤 0人
看護職員	常勤 2人、 非常勤 6人
介護職員	常勤 9人、 非常勤 9人
機能訓練指導員	常勤 2人、 非常勤 0人
事務職員	常勤 1人、 非常勤 0人

## 7. サービス提供の担当者

あなたへのサービス提供の担当職員（生活相談員）及びその管理責任者（管理者）は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

担当職員の氏名	生活相談員 松原 由佳
管理責任者の氏名	管理者 金岡 禧秀

## 8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割、2割、3割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 第1号通所事業・通所型サービス（現行相当）の利用料・・・基本部分、加算、減算の合計の額となります。

【基本部分：通所型サービス（現行相当）】

利用者の要介護度	基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
事業対象者 (週1回) 要支援1	18,465円 (1ヶ月につき)	1,847円	3,693円	5,540円

事業対象者 (週2回) 要支援2	37,187円 (1ヶ月につき)	3,719円	7,438円	11,157円
------------------------	---------------------	--------	--------	---------

(注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

- ※ 虐待防止に向けての取り組みとして、高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない、高齢者虐待防止のための指針を整備していない、高齢者虐待防止のための年1回以上の研修を実施していない又は高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない事実が生じた場合は、上記単位数の100分の1に相当する単位数を上記単位数より減算します。
- ※ 業務継続に向けての取り組みとして、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、かつ、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合、上記単位数の100分の1に相当する単位数を上記単位数より減算します。

#### 【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件（概要）	加算額			
		基本 利用料	利用者 負担 (1割)	利用者 負担 (2割)	利用者 負担 (3割)
生活機能向上 グループ活動 加算	生活機能の向上に対して実施される日常生活上の支援を行った場合	1,027円	103円	206円	309円
栄養アセスメント加算	管理栄養士その他の職種が共同して栄養アセスメントを実施、利用者又は家族に対して結果を説明し、必要に応じて相談などに応じ。利用者毎の栄養状態に関するデータをLIFEを活用して厚生労働省へデータを提出している	513円	52円	103円	154円
栄養改善加算	居宅を訪問し、居宅における食事の状況などを聞き取り、低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理を行った場合	2,054円	206円	411円	617円
口腔機能 向上加算 I	口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔掃除の指導もしくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導もしくは実施を行った場合	1,540円	154円	308円	462円

口腔機能向上加算Ⅱ	Iに加え、LIFEを活用し、厚生労働省へデータを提出している場合		1,643円	165円	329円	493円
口腔・栄養スクリーニングⅠ	サービス利用者に対し、利用開始時及び利用中6か月ごとに口腔・栄養状態について確認を行い、当該利用者の口腔・栄養状態に係る情報を介護支援専門員に情報の提供を行います。		205円	21円	41円	62円
口腔・栄養スクリーニングⅡ			51円	6円	11円	16円
生活機能向上連携加算Ⅰ	自立支援・重度化防止に資する介護を推進するため、通所介護事業所と外部のリハビリテーション専門職が連携して、運動器機能向上のマネジメントすることを評価します。		1,027円	103円	206円	309円
生活機能向上連携加算ⅡⅠ			2,054円	206円	411円	617円
生活機能向上連携加算ⅡⅡ			1,027円	103円	206円	309円
一体的サービス提供加算	運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうち複数のサービスを実施した場合		4,929円	493円	986円	1,479円
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者へサービス提供した場合		2,464円	247円	493円	740円
科学的介護推進体制加算	全てのご利用者に係るADL、栄養、口腔、嚥下、認知症等を評価し、ケアの質の向上の取組を推進した場合に評価及びLIFEを活用して厚生労働省へデータを提出している場合		410円	41円	82円	123円
サービス提供体制強化加算Ⅰ	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している場合	要支援1	903円	91円	181円	271円
		要支援2	1,807円	181円	362円	543円

介護職員等 処遇改善 加算Ⅰ口	当該加算の算定要件を満た す場合 ※（注１）	加算Ⅰ口は 、1月の利 用料金（基 本部分＋各 種加算減算 ）×12.0%	左記額の 1割	左記額の 2割	左記額の 3割
-----------------------	------------------------------	--	------------	------------	------------

※（注１）介護職員等処遇改善加算は、介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上、職場環境の改善の取り組みを行う事業所に認められる加算です。介護職員等処遇改善加算は、区分支給限度基準額の対象外となります。

### 【減算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が減算されます。

減算の種類	減算の要件（概要）		減算額			
			基本 利用料	利用者 負担 (1割)	利用者 負担 (2割)	利用者 負担 (3割)
送迎減算	事業所が送迎を 行わない場合		482円 ※1回につき	49円	97円	145円
事業所と同一 建物に居住す る利用者への サービス提供 減算	利用者が事 業所と構造 上又は外形 上、一体的 な建物に居 住する場合	事業対象者 (1回/週) 要支援1	3,861円 ※1月につき	387円	773円	1,159円
		事業対象者 (2回/週) 要支援2	7,723円 ※1月につき	773円	1,545円	2,317円

### (2) その他の費用について

①送迎費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、送迎に要する費用の実費を請求いたします。
② 食事の提供に 要する費用	790円（1日当り 食材料費及び調理コスト） 運営規程の定めに基づくもの
③ おむつ代	150円（はくパンツ） 110円（オムツ） 30円（尿とりパット） 運営規程の定めに基づくもの
④日用品費	100円（入浴有：石鹸・シャンプー・ボディーシャンプー等の費用） 50円（入浴無：タオル・おしぼり等の費用） 運営規程の定めに基づくもの
⑤ 教養娯楽費	100円：1日1回実施 150円：1日2回実施 （レクリエーション等で使用する折り紙、色画用紙、ビーズ、プラスチック板、紙粘土等の費用） *但し、実施者に限る運営規程の定めに基づくもの

⑥ 各文書料	通所証明書（事業所様式）	2,200 円
	領収書控票（事業所様式）コピー 1 枚	22 円
	通所記録（カルテ情報）コピー 1 枚	22 円
	運営規定の定めに基づくもの	

(3) 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	ア 利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。
	イ 上記に係る請求書は、利用月の翌月 10 日に発送します。 1 月、5 月は入金確認の都合上、15 日頃に発送します。
② 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等	ア 請求月の 28 日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 (ア) 利用者指定口座からの自動振替 (イ) 現金支払い (ウ) 事業者指定口座への振り込み
	イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。（医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。）

※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から 2 月以上遅延し、さらに支払いの督促から 30 日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

9 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「通所介護計画」を作成します。なお、作成した「通所介護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします
- (4) サービス提供は「通所介護計画」に基づいて行ないます。なお、「通所介護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- (5) 通所介護従業者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行ないます。
- (6) 暴言・暴力・ハラスメントは固くお断りします。  
職員へのハラスメント等により、サービスの中断や契約の解除をする場合があります。信頼関係を築くためにもご協力をお願いいたします。

## 10 利用日の中止・変更・追加

- (1) 契約者は、利用期日前において、通所介護サービスの利用を中止、変更、又は新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、契約者はサービス実施日の前日までに事業者申し出るものとします。
- (2) 契約者が、利用期日に利用の中止を申し出た場合は、4—①項に定める所定の取消料を事業者にお支払いいただく場合があります。但し契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。
- (3) 事業者は、第1項に基づく契約者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所が満員で契約者の希望する日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日を契約者に提示して協議するものとします。

## 11 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	生活相談員 松原 由佳
-------------	-------------

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 成年後見制度の利用を支援します。
- (6) 苦情解決体制を整備しています。
- (7) 介護相談員を受入れます。
- (8) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

## 12 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げること留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

### 1 3 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</li> <li>② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</li> <li>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</li> <li>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</li> </ul>
<p>②個人情報の保護について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</li> <li>② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</li> <li>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</li> </ul>

### 1 4 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

<p>【家族等緊急連絡先】</p>	<p>氏名</p> <p>続柄</p> <p>住所</p> <p>電話番号</p> <p>携帯電話</p> <p>勤務先</p>
<p>【主治医】</p>	<p>医療機関名</p> <p>氏名</p> <p>電話番号</p>

## 15 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおい損害保険株式会社
保険名	介護保険・社会福祉事業者総合保険
保障の概要	賠償責任（身体・財物）、管理財物、人格権侵害、事故対応費用等

## 16 心身の状況の把握

指定通所介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

## 17 居宅介護支援事業者等との連携

- (1) 指定通所介護の提供に当り、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- (2) サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「通所介護計画」（「機能訓練計画」・「口腔機能改善計画」）の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- (3) サービスの内容が変更された場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

## 18 サービス提供の記録

- (1) 指定通所介護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービス提供の日から5年間保存します。
- (2) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

## 19 非常災害対策

- (1) 事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。  
災害対策に関する担当者（防火管理者）職・氏名：（ 事務員 望月 学 ）
- (2) 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- (3) 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。  
避難訓練実施時期：（毎年2回 5月・12月）

## 20 衛生管理等

- (1) 指定通所介護の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 指定通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じます。

- (3) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

## 2.1 指定通所介護サービス内容の見積もりについて

別紙のサービス内容の見積もりは、あなたの居宅サービス計画に沿って、事前にお伺いした日常生活の状況や利用の意向に基づき作成したものです。

※ 別紙見積もりに記載した金額は、概算によるものです。実際のお支払いは、サービス内容の組み合わせ、ご利用状況などにより変動します。

※ 別紙見積もりの有効期限は、説明の日から1ヵ月以内とします。

## 2.2 サービス提供に関する相談、苦情について

### (1) 苦情処理の体制及び手順

ア 提供した指定通所介護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)

イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

- 詳細把握のため、必要に応じ聞き取り訪問を実施、事情の確認をおこなう。
- 管理者とともに状況検討をおこない、対応を決定・実施する。
- 匿名の苦情への対応のため、事業所内に意見箱を設置し、掲示にて対応結果報告する。
- 当事業所において処理し得ない内容についても、行政窓口等関係機関との協力により、適切な対応方法を利用者の立場に立って検討し、対処する。

### (2) 苦情申立の窓口

<b>【事業者の窓口】</b> 通所介護 悠々亭 生活相談員 松原 由佳	所在地 大阪府羽曳野市榎山 100 番地の 1 電話番号 072-979-7807 ファックス番号 072-953-1911 受付時間 平日 午前 9 時～午後 5 時
<b>【市町村の窓口】</b> 羽曳野市役所保健福祉部 高齢福祉介護課	所在地 大阪府羽曳野市誉田 4 丁目 1-1 電話番号 072-958-1111 ファックス番号 07, 2-950-2536 受付時間 平日 午前 9 時～午後 5 時 30 分
<b>【市町村の窓口】</b> 藤井寺市役所 福祉部高齢介護課	所在地 大阪府藤井寺市岡 1 丁目 1-1 電話番号 072-939-1111 ファックス番号 072-939-1739 受付時間 平日 午前 9 時～午後 5 時 30 分
<b>【市町村の窓口】</b> 松原市役所 健康部高齢介護課	所在地 大阪府松原市阿保 1 丁目 1-1 電話番号 072-334-1550 ファックス番号 072-337-3004 受付時間 平日 午前 9 時～午後 5 時 30 分
<b>【公的団体の窓口】</b> 大阪府国民健康保険団体連合会 (国保連)	所在地 大阪府中央区常磐町 1-3-8 中央大通 F N ビル内 電話番号 06-6949-5418 ファックス番号 06-6949-5417 受付時間 平日 午前 9 時～午後 5 時

<b>【公的団体の窓口】</b> 大阪府健康福祉部 高齢介護室介護事業者課	所在地 大阪府中央区大手前2丁目1-22 電話番号 06-6944-7099 ファックス番号 06-6944-7090 受付時間 平日 午前9時～午後6時
---	--

### 2.3 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	1. あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1あり 2なし
	2. なし		

### 2.4 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

上記内容について、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年大阪府条例第115号）」の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	大阪府羽曳野市榎山100番地の1
	法人名	医療法人はあとふる
	代表者名	理事長 島田 永和
	事業所名	通所介護 悠々亭
	説明者氏名	

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	

代理人	住所	
	氏名	